

復興支援活動を行う NPO 等が
活用可能な政府の財政支援について
(平成 29 年度政府予算案)

平成 29 年 1 月 31 日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

目 次

【生活支援】

被災者支援総合交付金（被災者支援総合事業）	1
被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談支援事業）	3
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）	5
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）	8
被災者支援総合交付金（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による コミュニティ復興支援事業）	10
復興支援員	12
放課後児童健全育成事業	14

【まちづくり】

被災者支援総合交付金（被災者見守り・相談支援事業）	（再掲・3）
復興支援員	（再掲・12）

【医療・健康相談】

緊急スクールカウンセラー等活用事業	16
被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）	（再掲・5）
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）	（再掲・8）

【教育・子育て】

緊急スクールカウンセラー等活用事業	（再掲・16）
被災者支援総合交付金（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）	（再掲・8）
被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動 支援事業）	18
被災者支援総合交付金（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による コミュニティ復興支援事業）	（再掲・10）
放課後児童健全育成事業	（再掲・14）

【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業	20
復興支援員	(再掲・12)
荒廃農地等利活用促進交付金	22

【環境・山村・漁村等保全】

環境林整備事業	25
絆の森整備事業	28
漁場保全の森づくり事業	31
森林環境保全直接支援事業	34
森林・山村多面的機能発揮対策	37
水産多面的機能発揮対策	41
生物多様性保全推進支援事業	45
地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	47
農業用水保全の森づくり事業	49

【分野横断】

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業	52
----------------------------------	----

記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、平成29年度政府予算案額の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。
- 2 予算額の欄の「29年度予算案額」及び「28年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。
- 3 「NPO等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。
- 4 「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。
- 5 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
環境・山村・漁村等 保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)				
担当府省名	復興庁				
担当部署・連絡先	被災者支援班			03-6328-0271	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	復興庁被災者支援班				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	220 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	実施主体 (県、市町村、NPO 等)				
NPO 等による申請先	-				
分類	○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題 (住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など) への対応を支援。				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班） 29年度予算案額 200.1億円【復興】 （28年度予算額 220.3億円）

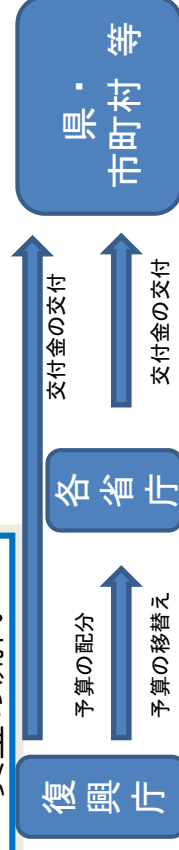
事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々の情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
- ・コミュニティ形成支援
- ・避難者・被災者支援
- ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもたちの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (被災者見守り・相談支援事業)				
担当府省名	復興庁 (厚生労働省)				
担当部署・連絡先	被災者支援班 (社会・援護局地域福祉課)			03-5545-7481 (03-5253-1111(内 2859))	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	220 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県				
NPO 等による申請先	県又は市町村				
分類	○まちづくり ○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算案額 **200.1億円【復興】**
 （28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

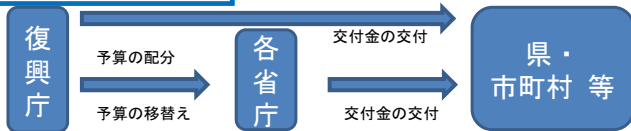
<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常の見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業	・コミュニティ形成支援
・住宅・生活再建支援	・避難者・被災者支援
・「心の復興」	・被災者支援コーディネート
・高齢者等日常生活サポート	
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 子どもに対する支援	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

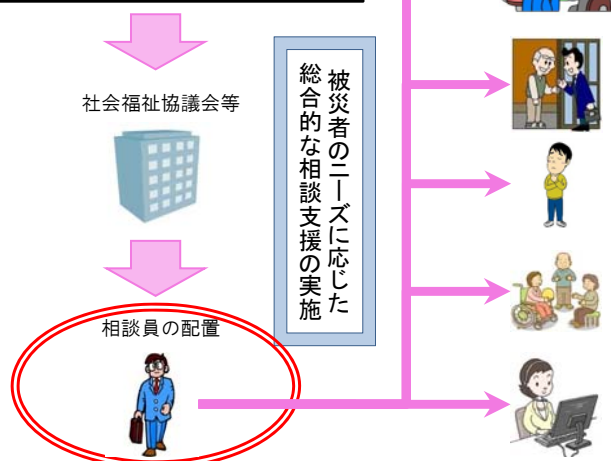
被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成29年度予算（案）：200億円の内数
 （平成28年度予算：220億円の内数）

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等【実施主体】



① 見守り・相談支援ネットワークの構築
 → 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援
 → 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ
 → 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組
 → 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援
 → よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (仮設住宅サポート拠点運営事業)				
担当府省名	復興庁 (厚生労働省)				
担当部署・連絡先	被災者支援班 (老健局振興課)			03-5545-7481 (03-3595-2889)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	被災地の復興支援を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	220 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	被災地 ※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者				
NPO 等による申請先	県または市町村				
分類	○医療・健康相談 ○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算案額 **200.1億円【復興】**
 （28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・避難者・被災者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

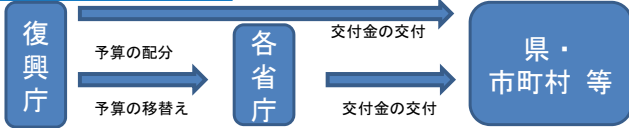
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

仮設住宅サポート拠点運営事業

平成29年度予算案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」200億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

- **実施主体**：岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等
- **事業内容**

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

【参考】

◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業（震災対応分）） → 平成27年度末をもって終了

※ 基金での予算措置状況

平成23年度1次補正予算額	70億円	平成23年度3次補正予算額	90億円
平成25年度当初予算額	23億円	平成26年度当初予算額	15億円
平成27年度当初予算額	18億円	（平成28年度以降は「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）	

概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有するサポート拠点を整備。
- サポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度1次補正予算で70億円、3次補正予算で90億円、平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円、平成27年度予算で18億円を計上。
(平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)

設置箇所数	岩手県	宮城県	福島県
104箇所	24箇所	53箇所	27箇所

サポート拠点の一例(岩手県釜石市「平田地区サポートセンター」)

※平成28年10月末日時点

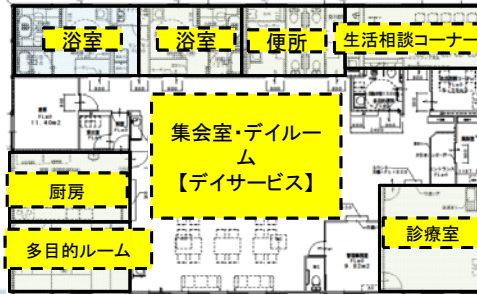
○ 東京大学高齢社会総合研究機構と協力し、総合相談、デイサービス、訪問看護、地域交流、診療機能等の機能を包括的に提供するサービス拠点として整備。仮設住宅を1つの“まち”と捉え、仮設住宅と一体的に整備。

※ 周辺の仮設住宅の状況：釜石市平田総合公園仮設住宅 [戸数] 240戸

○ 高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設。



サポートセンター外観



主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



集会室・デイルーム



浴室

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業)				
担当府省名	復興庁 (厚生労働省)				
担当部署・連絡先	被災者支援班 (雇用均等・児童家庭局総務課)			03-5545-7481 (03-5253-1111(内 7830 /7824))	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	220 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県又は市町村 ※各事業毎に異なる				
NPO 等による申請先	県又は市町村 ※各事業毎に異なる				
分類	○医療・健康相談 ○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	<p>様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。</p> <p>(1) 子ども健やか訪問事業</p> <p>(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業</p> <p>(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催</p> <p>(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業</p>				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算案額 200.1億円【復興】
（28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・避難者・被災者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

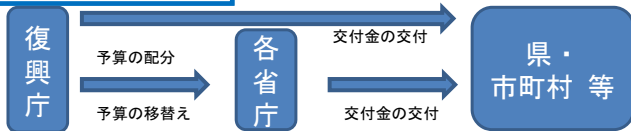
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

（復興庁所管・被災者支援総合交付金）

29年度予算（案）：200億円の内数（28年度：220億円の内数）

1. 要求要旨

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施するため、被災者支援総合交付金において所要額を要求するものである。

2. 交付対象事業

（1）子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（2）仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

（3）遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（4）親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（5）児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

（6）保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

なお、28年度から新たに小規模保育事業等の利用者負担額を減免対象に加える。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業)				
担当府省名	復興庁 (文部科学省)				
担当部署・連絡先	予算会計班 (生涯学習政策局社会教育課)			03-5545-7370 (03-5253-4111(内 3286))	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	県又は市町村の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	8	
本事業の対象地域・対象者等	被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）で仮設住宅がある地方公共団体				
NPO 等による申請先	県または市町村				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。				
その他	H29 概算要求から被災者支援総合交付金に統合・メニュー化して計上				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算案額 **200.1億円**【復興】
 （28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・避難者・被災者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

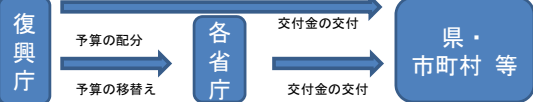
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
 ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
 ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的業務について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

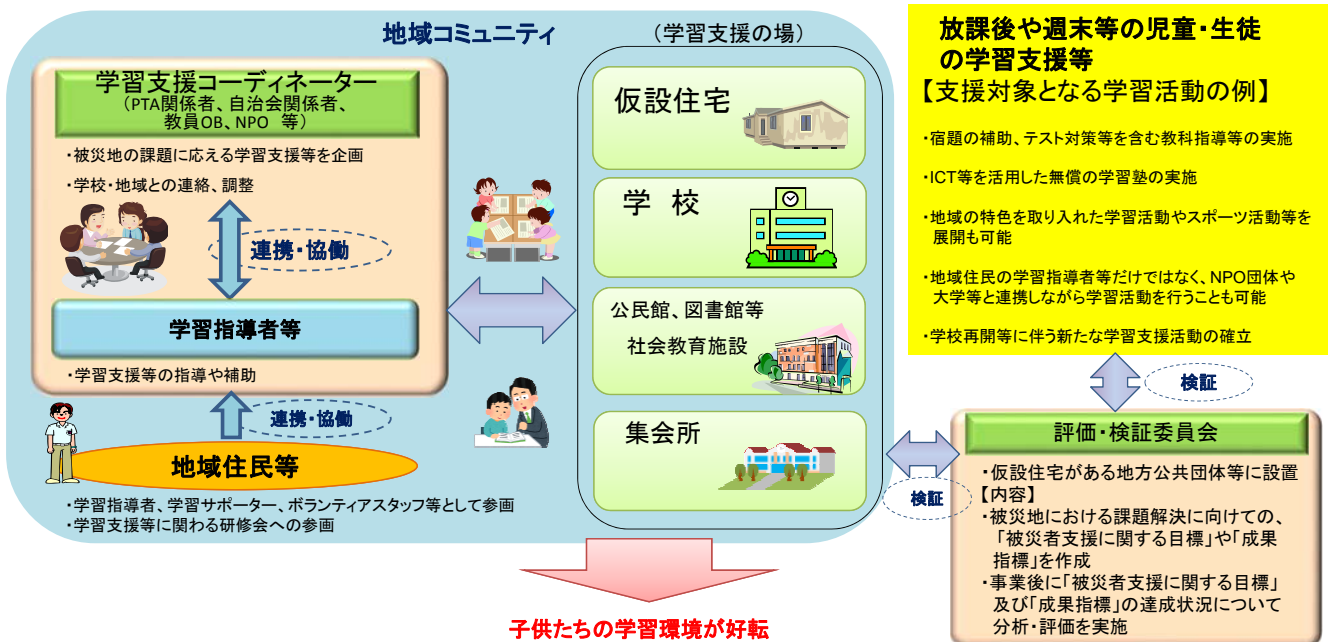
【東日本大震災復興特別会計】
 （前年度予算額 795百万円）

29年度予算額 被災者支援総合交付金 200億円の内数

震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

現状と課題

- ・東日本大震災から5年が経過
- ・これまで様々な学習支援等を展開してきたが、未だ仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、学習環境が好転していないところがある



子供たちの学習環境が好転

・子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体が活性化

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	復興支援員				
担当府省名	総務省				
担当部署・連絡先	地域力創造グループ 地域自立応援課		03-5253-5394		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	○岩手県政策地域部地域振興室（019-629-5194） ○宮城県震災復興・企画部地域復興支援課（022-211-2424） ○福島県企画調整部地域振興課（024-521-7114/7118）				
予算額（億円）	29年度 予算案額	震災復興特別交付税により措置	28年度 予算額	震災復興特別交付税により措置	-
本事業の対象地域・対象者等	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
NPO 等による申請先	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
分類	○まちづくり ○雇用支援・産業支援 ○生活支援	事業の実施期間		-	
事業の概要	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。（復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者へ委託する場合の委託費についても財政措置の対象とするものであるが、NPO 等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。）				

平成27年度「復興支援員」取り組み状況

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	35名	被災地の観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県大船渡市	85名	仮設住宅団地管理等の行政事務サポート、コミュニティ活動支援に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	13名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
岩手県大槌町	62名	応急仮設住宅住民の見守り支援、団地内コミュニティの活性化活動に従事。
岩手県山田町	2名	観光の復興、交流人口拡大、コミュニティの維持活動に従事。
岩手県岩泉町	15名	被災コミュニティの支え合いの場の構築や観光コンテンツの整備等に従事。
岩手県田野畑村	1名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
岩手県野田村	11名	新たなコミュニティ形成のためのサロン活動の実施・拡充等に従事。
宮城県(県事業)	65名	地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県石巻市	5名	6次産業化・地産地消、産業振興を通じたコミュニティ支援に従事。
宮城県気仙沼市	25名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	4名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	8名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県(県事業)	69名	被災者の生活支援等に従事。
福島県相馬市	3名	観光イベントを中心とした地域おこし活動に従事。
福島県田村市	12名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県伊達市	2名	観光施設の企画立案業務に従事
福島県富岡町	10名	県外避難者の支援、交流イベントの開催等に従事
福島県川内村	3名	新たに開設した商業施設の開設準備、販路拡大の支援等に従事
福島県大熊町	19名	県外避難者の支援、町民主体の地域コミュニティの運営支援等に従事
福島県双葉町	9名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	28名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	3名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

25団体(3県22市町村)492名(平成27年度復興特交算定ベース)

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	放課後児童健全育成事業				
担当府省名	内閣府 (厚生労働省)				
担当部署・連絡先	子ども・子育て本部 (雇用均等・児童家庭局総務課 少子化総合対策室)		03-5253-2111(内 38353) 03-5253-1111(内 7909)		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各市町村の放課後児童クラブ担当部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	1,076 の内数	28 年度 予算額	982 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	全国				
NPO 等による申請先	市町村				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。				

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉）

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（クラブ数及び児童数は平成27年5月現在）

- クラブ数 22, 608か所
（参考：全国の小学校20,113校）
- 登録児童数 1, 024, 635人
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 16, 941人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所〕

【今後の展開】

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成30年度末までの達成を目指し（計画の前倒し）、放課後児童クラブの整備などによる受入児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

【事業に対する国庫補助の内容（平成29年度予算案の主な事項）】

○運営費等

（原則、平日（200日：3時間以上開所）と土日、長期休暇等（50日以上：8時間以上開所）を合わせた年間250日以上開所するクラブに補助。）

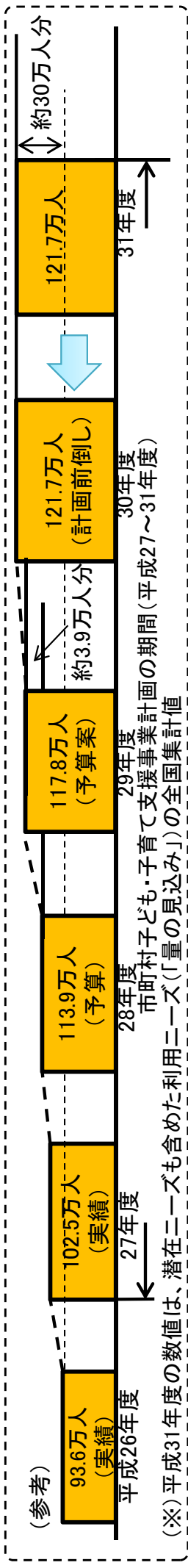
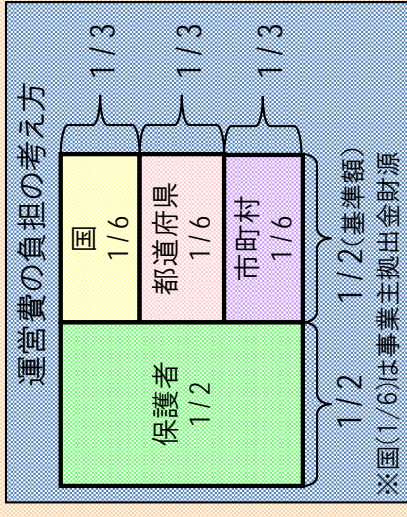
- ・支援の単位の児童数が40人の場合
（基準額：374.4万円〔総事業費748.8万円〕→430.6万円〔総事業費861.2万円〕）【拡充】
- ・長期休暇期間中のみ利用を希望する子どもの受入れ推進（基準額（日額）1.7万円）【新規】

【量的拡充】

- ・放課後児童クラブ施設整備費【継続】
待機児童が発生している場合等の補助率の高上げを継続（公立の場合：国1/3→国2/3）

【質の向上】

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業（基準額：処遇改善154.1万円、常勤職員の配置に係る追加費用290.4万円）【継続】
- ・放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】
- ・放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善の実施（基準額：（職員1人あたり年額）12.4万円～37.2万円）
- ・障害児受入強化推進事業〔要件緩和・障害児5人以上→3人以上受入クラブ、**（新）**医療的ケア児への支援（基準額：384.7万円）〕【拡充】



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

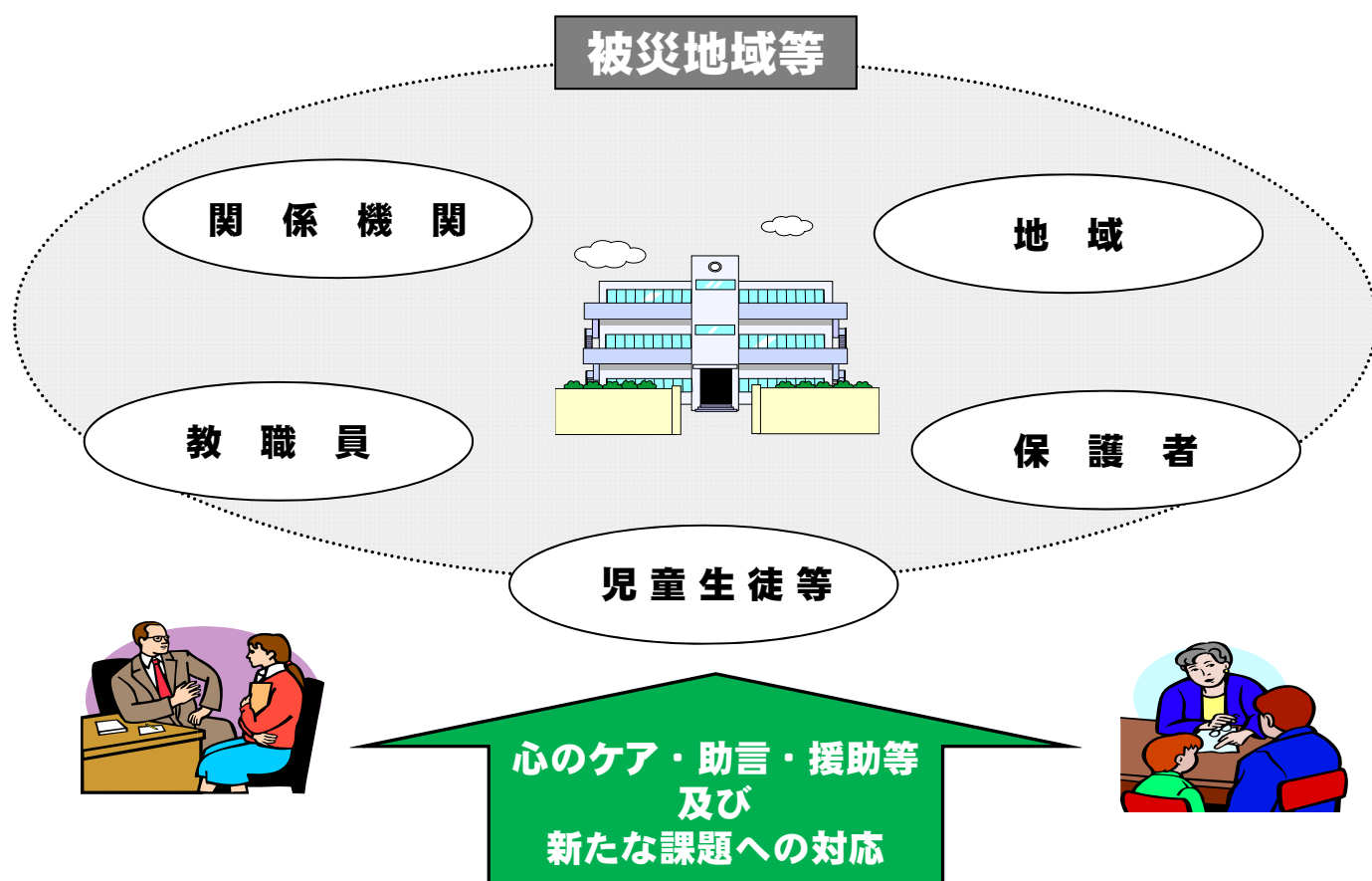
事業名	緊急スクールカウンセラー等活用事業				
担当府省名	復興庁 (文部科学省)				
担当部署・連絡先	予算会計班 (初等中等教育局児童生徒課)		03-5545-7370 (03-6734-3299)		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (03-6734-3299)				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	27	28 年度 予算額	27	/
本事業の対象地域・対象者等	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域				
NPO 等による申請先	当該事業の補助を受ける自治体				
分類	○医療・健康相談 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連絡調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。(NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。)				

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成29年度予算額案 27億円(平成28年度予算額 27億円)
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合交付金 (福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業)				
担当府省名	復興庁 (文部科学省)				
担当部署・連絡先	被災者支援班 (生涯学習政策局青少年教育課)			03-5545-7370 (03-6734-2056)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県教育庁社会教育課 (024-522-3090)				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	200 の内数	28 年度 予算額	220 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	福島県内の幼児・児童生徒 (小中学生)				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

29年度予算案額 200.1億円【復興】
（28年度予算額 220.3億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ①被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ②仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・避難者・被災者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

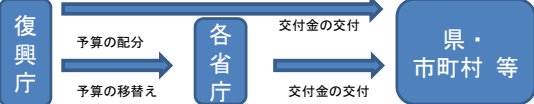
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事业について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

（前年度予算額：220億円の内数）
29年度予算額：200億円の内数
（東日本大震災復興特別会計）

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

- (1)対象者 福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）
- (2)実施主体 福島県（教育委員会）
- (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 - 自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）
 - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
- (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

※平成27年度実績 【小・中学校】 523校（27,615人）うち県外活動2校（50人）
【幼稚園・保育所】 505園・所（55,734人）うち県外活動166園・所（22,517人）
【社会教育関係団体】 11団体（289人）

※平成27年度から「被災者健康・生活支援総合交付金」の取組の一つとして実施。



子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、（中略）自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策（中略）その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平成24年6月27日法律第48号）
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

III 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

（中略）福島県の子どもの自然体験活動への支援（中略）など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む。

（平成27年8月25日）
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

II 子供に対する支援の強化（主な課題（抜粋））

- ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

（主要な対応する施策）
・（中略）「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施。

（平成25年12月13日）
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

I 2 (5) 被災者支援総合交付金の予算確保等

（前略）各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し一貫した支援を行うことで（中略）被災者の自立に向けた支援を行う必要があることから、平成28年度に創設された被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保を講ずること。

（平成28年6月9日）
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害対応雇用支援事業				
担当府省名	復興庁 (厚生労働省)				
担当部署・連絡先	予算会計班 (職業安定局雇用開発部地域雇用対策室)			03-5545-7370 (03-3593-2580)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県雇用労政課 (024-521-7290)				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	18	28 年度 予算額	42	/
本事業の対象地域・対象者等	実施地域：福島県全域 対 象 者：福島県被災求職者				
NPO 等による申請先	福島県又は県内各市町村				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	平成 30 年度末まで ※ただし、平成 29 年度 中の事業開始が必要	
事業の概要	原子力災害の影響を受けた被災者等の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、民間企業・NPO 等への委託により雇用を創出する。				

原子力災害対応雇用支援事業（継続）

平成29年度予定額 **18.7億円**
 (平成28年度予算額 **42.4億円**)

趣旨

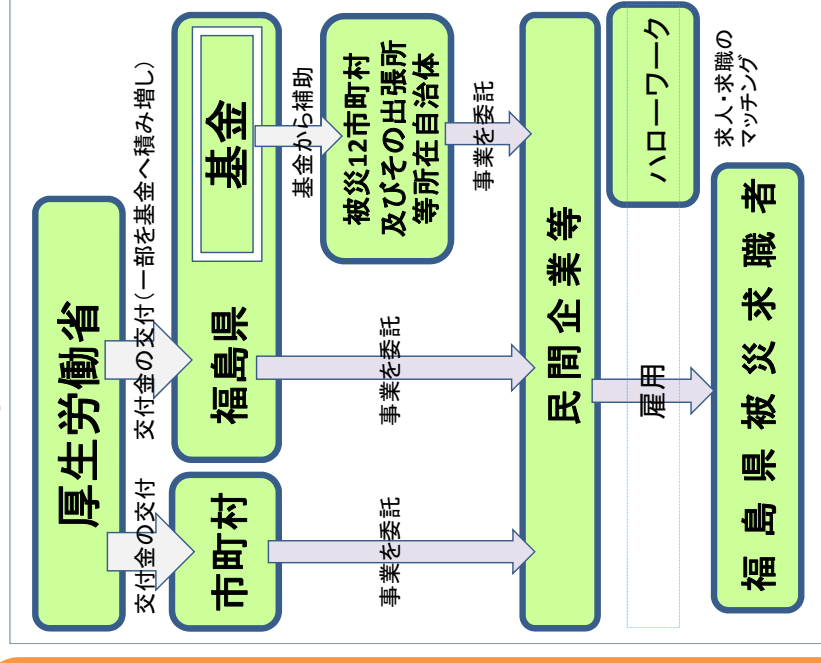
- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として9万人以上の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 平成29年度以降も、避難指示の解除が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるもの、避難解除等区域における事業所の地元再開率は20.3%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

- ◆ **事業内容**
 - 事業実施期間：平成29年度末まで
 (ただし、平成29年度までに開始した基金事業については平成30年度末まで)
 - 実施地域：福島県全域
 - 対象者：福島県被災求職者
 - ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ② 福島県に居住していた者のいずれか
- に該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業又は原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

- ◆ **事業概要**
 - 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。
- ◆ **実施要件**
 - 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
 - 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



雇用機会の創出

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	荒廃農地等利活用促進交付金				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	農村振興局地域振興課日本型直接支払室			03-6744-2665	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県・市町村				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	2.3 の内数	28 年度 予算額	2.3 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	被災農業者又は農業者等の組織する団体等				
NPO 等による申請先	市町村				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間		
事業の概要	避難先等において荒廃農地を再生等し作物生産を再開する被災農業者又は農業者等の組織する団体等（NPO 法人を含む）の取組を支援。				
その他	※ 28 年度は、耕作放棄地再利用緊急対策交付金で実施。				

荒廃農地等利活用促進交付金

【231（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

○平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地〈A分類〉）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地〈B分類〉がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（ 補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55%等
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等 ）

【お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）】

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額：231（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

【主な支援内容】

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きよ・農道等の基礎整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

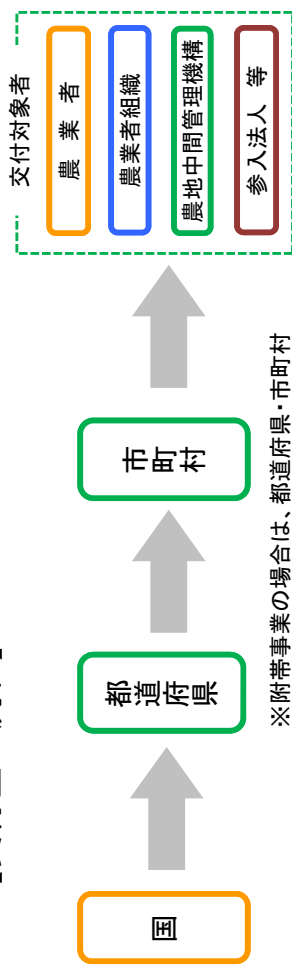
連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。



- ※1 「地域づくり放牧事業」（生産局所管）
- ※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

【交付金の流れ】



※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））
1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	環境林整備事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	32	28 年度 予算額	26	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する（ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く）。				

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するとともに、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるよう森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

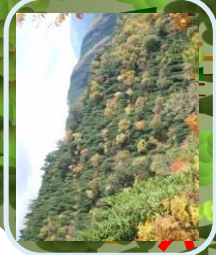
- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における 公的森林整備等の実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

奥地水源林の針広混交林化



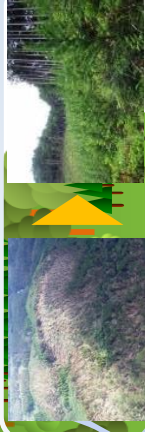
水源涵養機能を
維持発揮

シカ等の鳥獣被害対策の実施

鳥獣害防止施設の改良を含めた整備



気象害による被害森林の整備



間伐や再造林、路網整備の実施

森林整備の低コスト化

伐採と造林の一貫作業
システムの導入など



路網整備

再造林

間伐等

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	絆の森整備事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	1,017 の内数	28 年度 予算額	1,067 の 内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。				

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

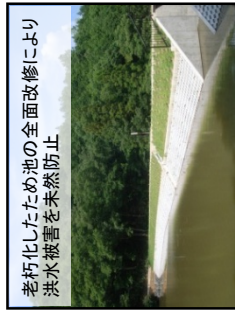
都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

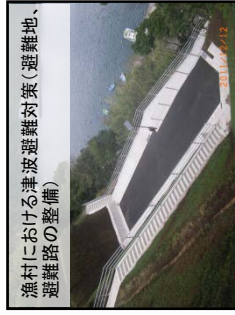
【農業農村基盤整備】



【森林基盤整備】



【水産基盤整備】



【海岸保全施設整備】



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	漁場保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	1,017 の内数	28 年度 予算額	1,067 の 内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。				

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

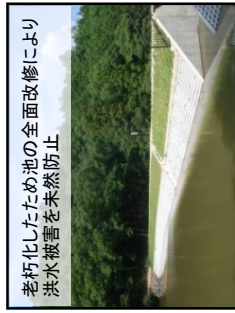
都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

庄園整備による(農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

【森林基盤整備】



適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波、高潮対策としての水門の整備

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林環境保全直接支援事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	258	28 年度 予算額	264	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援。				

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するとともに、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるよう森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

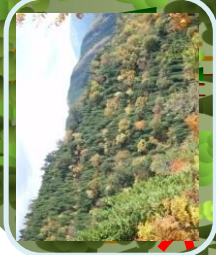
- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における 公的森林整備等の実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

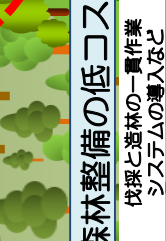
奥地水源林の針広混交林化



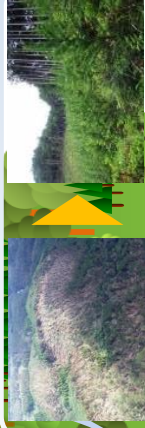
水源涵養機能を
維持発揮

シカ等の鳥獣被害対策の実施

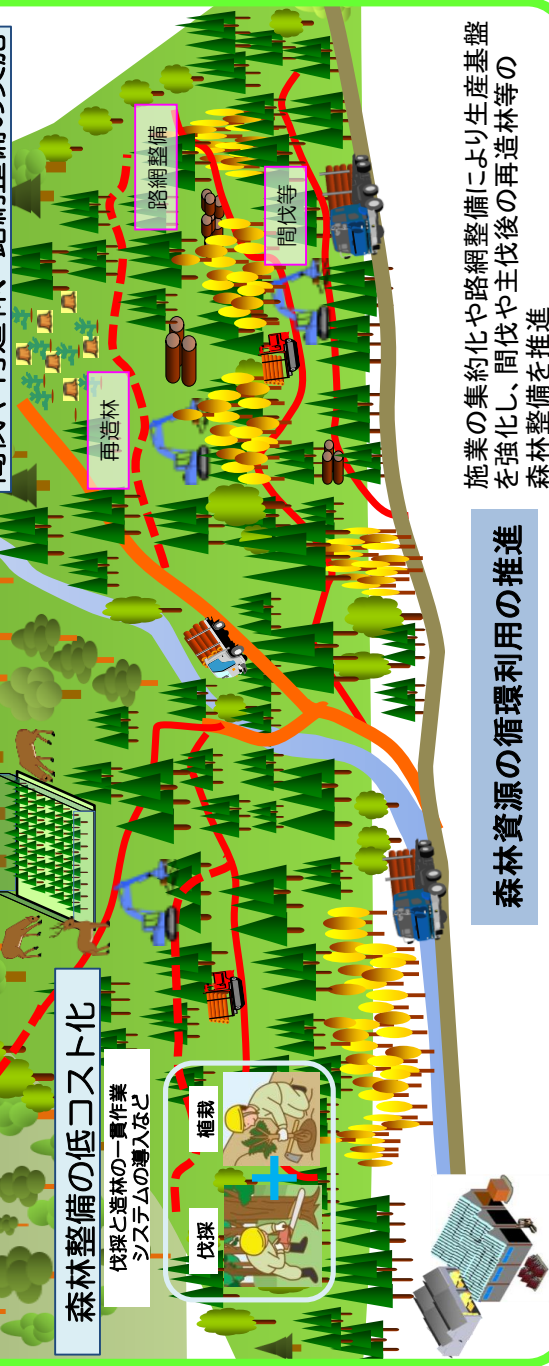
鳥獣害防止施設の改良を含めた整備



気象害による被害森林の整備



間伐や再造林、路網整備の実施



森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁森林利用課			03-3502-0048	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	17 の内数	28 年度 予算額	25 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	森林所有者、地域住民、自治会等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	平成 33 年度末	
事業の概要	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。				

森林・山村多面的機能発揮対策

【1,700(2,462)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を、市町村等の協力を得て支援します。

<背景／課題>

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

- 平成33年度までに、自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増やす。
- 平成33年度までに、各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする。

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,685(2,452)百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - (1) メインメニュー
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を国が支援。
 - ア 地域環境保全タイプ
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ 森林資源利用タイプ
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - (2) サイドメニュー
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア 教育・研修活動タイプ
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ 森林機能強化タイプ
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ 機材及び資材の整備
上記(1)のア、イ及び(2)のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

補助率：定額、1/2、1/3以内（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円）
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

[平成29年度予算の概要]

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(10)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、新たに、活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体)

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮対策（平成29年度～平成33年度）

【平成29年度概算決定額 1,700(2,462)百万円】

背景

森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。

【補助率：定額・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】

【見直しのポイント】

〈採択に係る改善点〉

- 現場実態を踏まえた優先順位
(1) 長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択
(2) 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定
- 活動の持続性
活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択
- 地方公共団体による支援
地方公共団体による支援（国・地方の割合は原則3:1）のある活動を優先的に採択

〈支援内容の改善点〉

- 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施

〈評価に係る改善点〉

- 活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の検証等

【事業の内容】

【交付金】

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【協議】

市町村

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成

活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
12万円/ha(16万円/ha)

侵入竹の伐採・除去活動
28.5万円/ha(38万円/ha)



森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
12万円/ha(16万円/ha)

サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

- 教育・研修活動タイプ
森林環境教育の実践。
3.8万円/回(5万円/回)：年度内の上限12回
- 森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等。
800円/m(1000円/m)
- 活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

※注（ ）の単価は地方公共団体による支援を合わせた単価
自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

活動の成果の検証（モニタリング調査等を含む）

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	水産多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	水産庁計画課			03-3501-3082	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	水産庁計画課(03-3501-3082)				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	28 の内数	28 年度 予算額	28 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	漁業者、住民、NPO 等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○山林・漁村等保全		事業の実施期間	平成 32 年度末まで	
事業の概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者・住民・NPO 等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する地域の活動を支援する。				

水産多面的機能発揮対策（継続）

1 趣 旨

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、藻場・干潟等の保全や海難救助等の多面的機能を有しているが、漁村人口の減少・漁業者の高齢化等により、多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

(支援メニュー)

① 環境・生態系保全

ア 水域の保全：藻場の保全、サンゴ礁の保全及び種苗放流等

イ 水辺の保全：干潟等の保全、ヨシ帯の保全、漂流漂着物堆積物処理及び内水面の生態系の維持・保全等

② 海の安全確保：国境・水域の監視及び海難救助等

※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）

：漁村文化にかかる取組については、上記①又は②の活動にあわせて多面的機能の理解・増進につながる教育・学習の取組を実施する場合に支援（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し、交付金交付事務等を行う。

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

多面的機能を生かすために行う活動について、国民への理解促進を図るための啓発・普及、講習会、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析・評価を行う。

3 委託先及び事業実施主体

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

事業実施主体：地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

委託先：民間団体等

4 事業実施期間

平成28年度～平成32年度

5 平成29年度予算概算決定額（前年度予算額）

（1）水産多面的機能発揮対策事業

2,700,000千円（2,700,000千円）

（2）水産多面的機能発揮対策支援事業

100,000千円（100,000千円）

6 補助率等

（1）水産多面的機能発揮対策事業

① 環境・生態系保全

定額（1/2相当）

② 海の安全確保

定額

（ただし、資機材の整備については、1/2以内）

（2）水産多面的機能発揮対策支援事業

委託

7 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

水産多面的機能発揮対策

〔平成29年度予算概算決定額：2,800(2,800)百万円〕

第2期対策

(平成28年度～32年度)

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【支援メニュー】

① 環境・生態系保全

- ア 水域の保全
- ・ 藻場の保全
- ・ サンゴ礁の保全 等
- ・ 種苗放流
- イ 水辺の保全
- ・ 干潟の保全
- ・ ヨシ帯の保全
- ・ 漂流漂着物処理
- ・ 内水面の生態系の維持保全 等

② 海の安全確保

- ・ 国境・水域の監視
- ・ 海難救助 等

※多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)

漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援



藻場の保全(母藻の設置)



干潟の保全(干潟の耕うん)



国境・水域の監視



サンゴ礁の保全(オニヒトデの駆除)



内水面の生態系の維持・保全・改善(河川清掃)



海難救助(訓練)

【補助率】

- ① 定額(1/2相当)
- ② 定額(ただし、資機材については1/2以内)

【事業の仕組み】

水産庁

交付

地域協議会

- ・ 都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- ・ 活動組織の指導、交付金の管理等

交付

活動組織

- ・ 漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- ・ 活動項目を選択し、実施

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	生物多様性保全推進支援事業				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室			03-5521-9108	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	環境省の各地方環境事務所				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	0.75	28 年度 予算額	0.75	/
本事業の対象地域・対象者等	地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO 法人、民間企業等で構成される協議会				
NPO 等による申請先	環境省の各地方環境事務所				
分類	○その他		事業の実施期間	-	
事業の概要	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、生態系ネットワークの構築）に対し、国が経費の一部を交付する。				



地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

これまでの支援内容

希少野生動植物種の保存

種の保存法に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

※2020年までに新たに約300種の

国内希少野生動植物種を指定予定。



外来生物対策

外来生物法に基づき特定外来生物の対策

※全国において特定外来生物が蔓延。交雑種などを新たに追加されている



重要地域の保全・再生

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



現在の支援の課題

国内希少種・特定外来生物・国立公園等特定のものに限られ、**非常に限定的**。また、個々の取組支援であり、“**点**”の取組。

追加

支援対象事業の拡充

生態系ネットワークの構築

国のイニシアティブのもと、流域単位や広域連携等による森里川海の保全、自然再生、生態系ネットワークの構築に向けた地域の取組を支援する

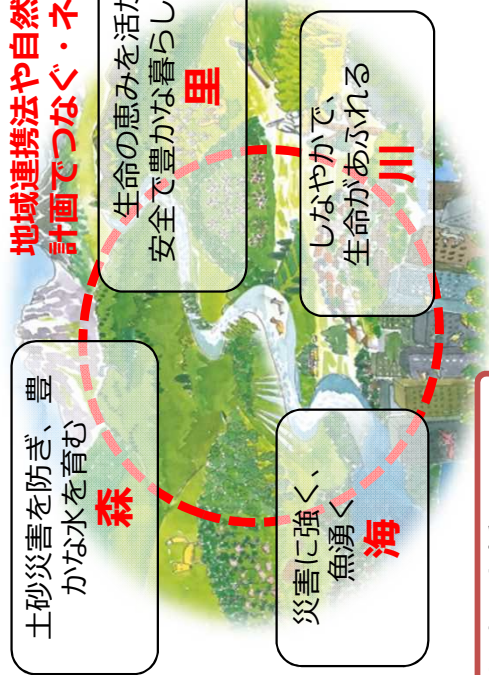
地域連携法や自然再生法の法定計画でつなぐ・ネットワーク化

土砂災害を防ぎ、豊かな水を育む
森

生命の恵みを活かし安全で豊かな暮らしを育む
里

災害に強く、魚湧く
海

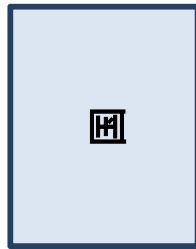
しなやかで、生命があふれる
川



追加する支援メニュー

- 森里川海のつながり確保や生態系ネットワークの構築を目的とした**生物多様性地域連携促進法**及び**自然再生法**に基づく計画の策定
- 上記の計画に基づく取組

事業内容



交付金

生物多様性保全推進支援事業（交付金：国費1/2以内）

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動

(下記①～④のいずれか1つ以上に該当するもの)

- ①国内希少野生動植物種等対策
- ②特定外来生物防除対策
- ③生物多様性保護地域保全再生
- ④**流域単位や広域連携等による森里川海の保全再生、生態系ネットワークの構築(追加)**

地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室			03-3406-5181	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	地球環境パートナーシッププラザ				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	0.7	28 年度 予算額	0.7	/
本事業の対象地域・対象者等	自治体、企業、地域住民等と協働取組を行う NGO・NPO 等				
NPO 等による申請先	環境省各地方環境事務所				
分類	○その他		事業の実施期間	-	
事業の概要	<p>平成 23 年 6 月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成 25 年 4 月から本格実施されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」(H25.6.14 閣議決定)において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしている NPO の活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO 等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。</p>				

背景・目的

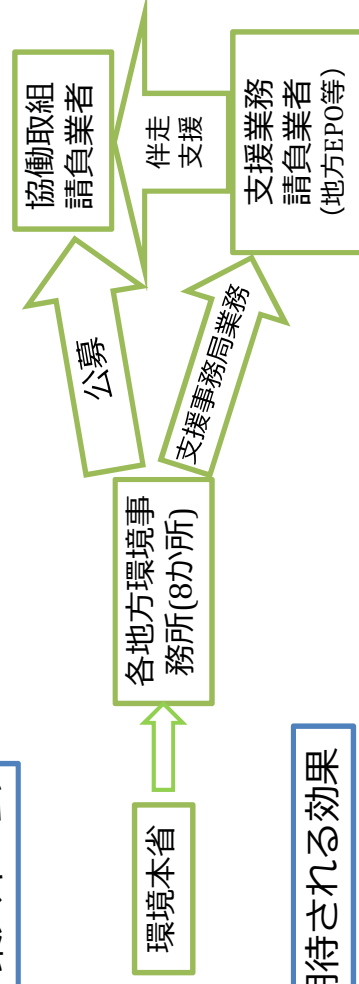
- 環境教育等促進法において、持続可能な社会の構築のため、多様な主体が適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して環境保全活動等を行う協働取組の重要性が明記
- 「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、特色を活かした地域づくりのために、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記

事業目的・概要等

事業概要

地域毎に、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の基で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開する。具体的には、事業を公募し、採択した事業を各地方環境事務所と地域の中間支援組織（地方EPOを想定）が支援しながら協働の取組を推進する。

事業スキーム



期待される効果

- 地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られる。
- 地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

背景

- 地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日）

イメージ

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。



効果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	1,017 の内数	28 年度 予算額	1,067 の 内数	/
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○山林、漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するとともに、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるよう森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

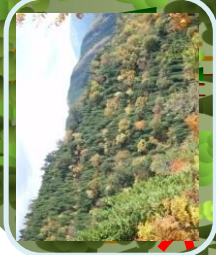
- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における 公的森林整備等の実施

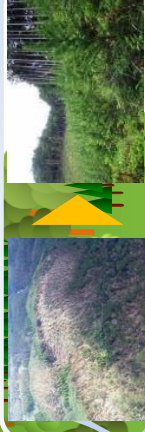
所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

奥地水源林の針広混交林化



水源涵養機能を
維持発揮

気象害による被害森林の整備



シカ等の鳥獣被害対策の実施

鳥獣害防止施設の改良を含めた整備

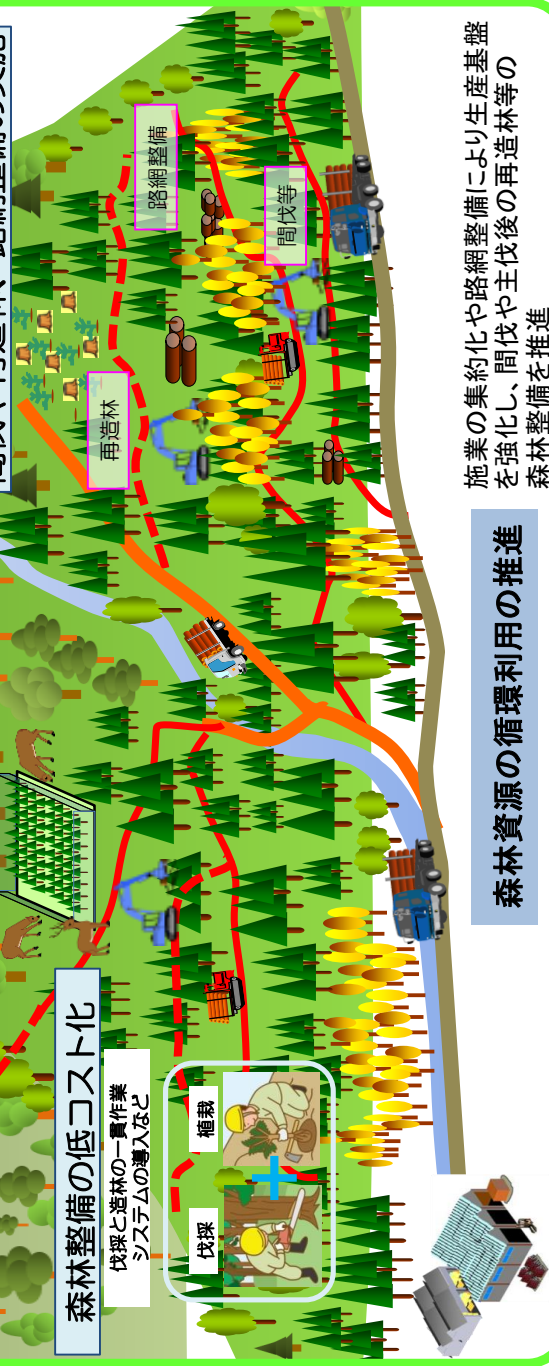


森林整備の低コスト化

伐採と造林の一貫作業
システムの導入など



間伐や再造林、路網整備の実施



森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	NPO 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業				
担当府省名	復興庁 (内閣府)				
担当部署・連絡先	予算会計班 (内閣府政策統括官（経済社会システム担当）)			03-5545-7370 (03-6257-1514)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
予算額 (億円)	29 年度 予算案額	2.0	28 年度 予算額	2.0	/
本事業の対象地域・対象者等	被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等				
NPO 等による申請先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
分類	分野横断		事業の実施期間	29 年度	
事業の概要	<p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組^{※1}や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組^{※2}に対して支援を行う。</p> <p>※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組</p> <p>※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）</p>				

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業

平成29年度概算決定額：2.03億円（継続）【復興庁一括計上予算】

- 被災地では、仮設住宅から災害復興住宅への移転や、仮設住宅の集約が進む中、地域コミュニティ再建等が喫緊の課題となっており、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題
- このような状況の中、被災地等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進することにより、復興・創生を行っていくことが必要

以下のような、NPO等の絆力を活かした行政の手の行き届かないきめ細かな復興・被災者支援の取組、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援

① 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組



事例：電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援

② コミュニティ形成等の復興に向けた取組



事例：仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地におけるコミュニティの形成を推進

③ 原子力災害からの復興に向けた取組



事例：避難した方々の帰還に向け、た家の片付けや敷地の整備を支援

④ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をサポートする中間支援の取組



事例：復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応

(実施スキーム)

内閣府

交付金

補助率：2/3以内、NPO等の事業者負担：1/10以上(①~④)

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施